

岐阜県公報

第二千五百五十二号
平成二十六年六月六日

(金曜日)

目次

告 示

救急病院の申出の撤回

(医療整備課) 三六九

救急病院の認定

(同) 三六九

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(新産業振興課) 三六九

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 三七〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 三七〇

指定管理者の変更の届出に関する公示

(情報産業課) 三七一

県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地整備課) 三七一

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 三七二

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 三七二

告 示

岐阜県告示第四百三十五号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 撤回年月日

岐阜県立下呂温泉病院 下呂市幸田一六二番地 平成二六・四・三〇

岐阜県告示第四百三十六号

次の医療機関を救急病院として平成二十六年五月三十日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

岐阜県立下呂温泉病院 下呂市森二二一番地 平成二九・五・二九

岐阜県告示第四百三十七号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法

人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社水野鉄工所	岐阜市芥見嵯峨一丁目一五〇番地	平成二六・五・三	平成二六・三・三

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年六月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年五月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三八

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平 外一三三者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典 外九三者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ東島店

各務原市蘇原東島町三丁目五五番 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・夜間の騒音・照明対策に配慮すること。

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

において縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ岐阜羽島駅前店
羽島市舟橋町八丁目一番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

指定管理者の変更の届出に関する公示

ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)第十一条第五項の規定により、ソフトピアジャパンセンター(第三別館及びその附属施設設備等を除く。)の指定管理者である伊藤志アールコミュニティ・グループから変更の届出があったので、同条例第十七条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

(変更前) 猪熊 茂男
(変更後) 長田 邦裕

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業下呂北部地区桜洞上段工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写し

を縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十六年六月六日から
平成二十六年七月四日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市市橋鏡島土地区改良区	平成二六・三・三	理事	浅野 淳一	岐阜市西荘二丁目一五番二五号
			浅野 秀信	岐阜市西荘二丁目一六番二〇号
			永田 元良	岐阜市西荘四丁目一五番三五号
			高田 正明	岐阜市市橋五丁目五番八号
			戸崎 和美	岐阜市今嶺二丁目一九番七号
			篠田 好秋	岐阜市藪田東二丁目四番八号
			井上 富雄	岐阜市藪田中二丁目五番五号
			江崎 昌宏	岐阜市下奈良二丁目一〇番一一号

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住所	所
岐阜市	下奈良	二〇一〇年六月一日	同	加藤文夫	岐阜市下奈良二丁目	二八番五号
岐阜市	須賀	二〇一〇年六月一日	同	田中鉄雄	岐阜市須賀三丁目	二五番一四号
岐阜市	西鶺鴒	二〇一〇年六月一日	同	堀部清明	岐阜市西鶺鴒四丁目	一一六番地
岐阜市	鏡島	二〇一〇年六月一日	同	服部次男	岐阜市鏡島	一九七二番地一
岐阜市	鏡島	二〇一〇年六月一日	同	山田勝義	岐阜市鏡島西三丁目	七番一号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	後藤正次	岐阜市鏡島	二二八三番地三
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	井奈波信一	岐阜市江崎北	二番五号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	塩谷正利	岐阜市江崎南	一一番一号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	眞鍋藤樹	岐阜市江崎南	二六番一六号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	服部郁雄	岐阜市江崎南	八番一八号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	小野外志雄	岐阜市鏡島西二丁目	一四番五号
岐阜市	江崎	二〇一〇年六月一日	同	永田昭三	岐阜市西莊三丁目	一二番七号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	理事	浅野淳一	岐阜市西莊二丁目	一五番二五号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	浅野秀信	岐阜市西莊二丁目	一六番一〇号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	永田元良	岐阜市西莊四丁目	一五番三五号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	高田廣行	岐阜市西莊六丁目	五番八号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	戸崎和美	岐阜市今嶺一丁目	一九番七号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	後藤光博	岐阜市鏡島中二丁目	二番三号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	井上富雄	岐阜市鏡島中二丁目	五番五号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	江崎昌宏	岐阜市下奈良二丁目	一〇番一〇号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	鷺崎宗夫	岐阜市下奈良二丁目	二四番三号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	朝居良治	岐阜市須賀四丁目	三番三号
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	堀部清明	岐阜市西鶺鴒四丁目	一一六番地
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	同	服部次男	岐阜市鏡島	一九七二番地一

同	後藤正次	同	二八三番地三
同	塩谷秀雄	岐阜市大菅北	一五番七号
同	井奈波正三	同	一三番二二号
同	塩谷正利	岐阜市江崎南	一一番一号
同	眞鍋藤樹	同	二五番一号
監事	服部郁雄	同	八番一八号
同	伊藤和人	岐阜市西莊三丁目	一七番七号
同	羽根田正則	岐阜市鏡島西二丁目	二番二二号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住所	所
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	理事	北川 桂	瑞穂市横屋	三六七番地二

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住所	所
岐阜市	西莊	二〇一〇年六月一日	理事	武藤建史	瑞穂市横屋	二四八番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	下池東部	改区名	年月日	役名	氏名	住 所
三六・三三	理事	伊藤秋弘	八六六番地二			
同	同	加藤清美	九一九番地			
同	同	田中雅通	二一〇番地四			
同	同	日比保二	八九二番地			
同	同	大倉金次	二七七二番地三			
同	同	松永忠美	二六番地			
同	同	伊藤友貴	六四四番地			
同	同	片野誠	七八六番地			
同	同	小川真治	三六一番地二			

就任した役員

土地改良区	下池東部	改区名	年月日	役名	氏名	住 所
三六・四一	理事	伊藤秋弘	八六六番地二			
同	同	加藤清美	九一九番地			
同	同	大倉金次	二七七二番地三			
同	同	日比保二	八九二番地			
同	同	伊藤浩	三四六番地一			
同	同	高木義光	一三五番地四			
同	同	菱田秋義	七八七番地			
同	同	伊藤正男	七七五番地			

同 石原芳美 海津市南濃町奥条 三七九番地

平成二十六年六月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社